明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○航空法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通七二）　一
〔告　示〕
○石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件（総務・経済産業七）　五
○航空法施行規則等の一部を改正する省令の施行前に製造された無人航空機（同令附則第二条の規定により無人航空機とみなされるものを含む。）であって、技術上の理由その他のやむを得ない理由によりリモートＩＤ機能を備えることが困難であるものを指定する件（国土交通一四六五）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所
破産関係　四
特殊法人等
国立研究開発法人科学技術振興機構令和二事業年度財務諸表、日本弁護士連合会懲戒処分、地方職員共済組合役員の異動関係　三七
地方公共団体
行旅死亡人関係　四二
会社その他
会社決算公告　四九

省令

○国土交通省令第七十二号

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）の一部及び航空法関係手数料令の一部を改正する政令（令和三年政令第三百十七号）の施行に伴い、並びに航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項、第百三十一条の四ただし書、第百三十一条の五、第百三十一条の六第一項第八号及び第三項（第百三十一条の八第二項において準用する場合を含む。）、第百三十一条の七第一項、第百三十一条の八第一項、第百三十一条の十四、第百三十二条の二第一項第二号及び第二項第二号、第百三十五条の二第一項及び第三項、第百三十七条第一項及び第二項、第百三十七条の二並びに第百三十七条の四、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十六条並びに航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）第八条第二項第一号の規定に基づき、航空法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十一月二十五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

航空法施行規則等の一部を改正する省令

（航空法施行規則の一部改正）

第一条　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章　無人航空機（第二百三十六条―第二百三十六条の十二）」を「第九章　無人航空機（第二百三十六条―第二百三十六条の十二）
第一節　無人航空機の登録（第二百三十六条―第二百三十六条の十一）
第二節　無人航空機の飛行（第二百三十六条の十二―第二百三十六条の二十三）」に改める。

第五条の二中「二百グラム」を「百グラム」に改める。

第百三十四条中「以下」を「第九章を除き、以下」に、「四箇」を「四個」に改める。

第二百九条の二第二項中「いう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第九章中第二百三十六条の十二を第二百三十六条の二十三とし、第二百三十六条の十一の前の見出しを削り、同条を第二百三十六条の二十二とし、同条の前に見出しとして「（捜索又は救助のための特例）」を付する。

第二百三十六条の十第一号中「及び住所」を「、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先」に改め、同条第二号中「製造者、名称、重量」を「登録記号」に改め、同条を第二百三十六条の二十一とする。

第二百三十六条の九を第二百三十六条の二十とし、第二百三十六条の六から第二百三十六条の八までを十一条ずつ繰り下げる。

第二百三十六条の五第一項に次の一号を加える。

五　リモートＩＤ機能の作動状況（第二百三十六条の六第二項各号に該当する飛行を行う場合を除く。）

第二百三十六条の五第二項中「前項第一号」の下に「及び第五号」を、「当該無人航空機」の下に「（当該無人航空機にリモートＩＤ機能を有する機器を装備する場合にあつては、当該機器を含む。）」を加え、同条の前の見出しを削り、同条を第二百三十六条の十六とし、同条の前に見出しとして「（飛行の方法）」を付する。

第二百三十六条の四第一号中「及び住所」を「、住所及び電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先」に、同条第二号中「製造者、名称、重量」を「登録記号」に改め、同条を第二百三十六条の十五とする。